

議案第 15 号

亀山市基金条例の一部改正について

亀山市基金条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 25 年 2 月 27 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市基金条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市基金条例の一部を改正する条例

亀山市基金条例（平成17年亀山市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表基幹林道維持管理基金の項を削る。

第4条第1項の表国民健康保険高額療養費貸付基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。